

**長久手町**  
**第2次障害者基本計画に**  
**基づく第2期障害福祉計画**

支えあう 思いやりのまち ながくて

平成21年3月

長久手町



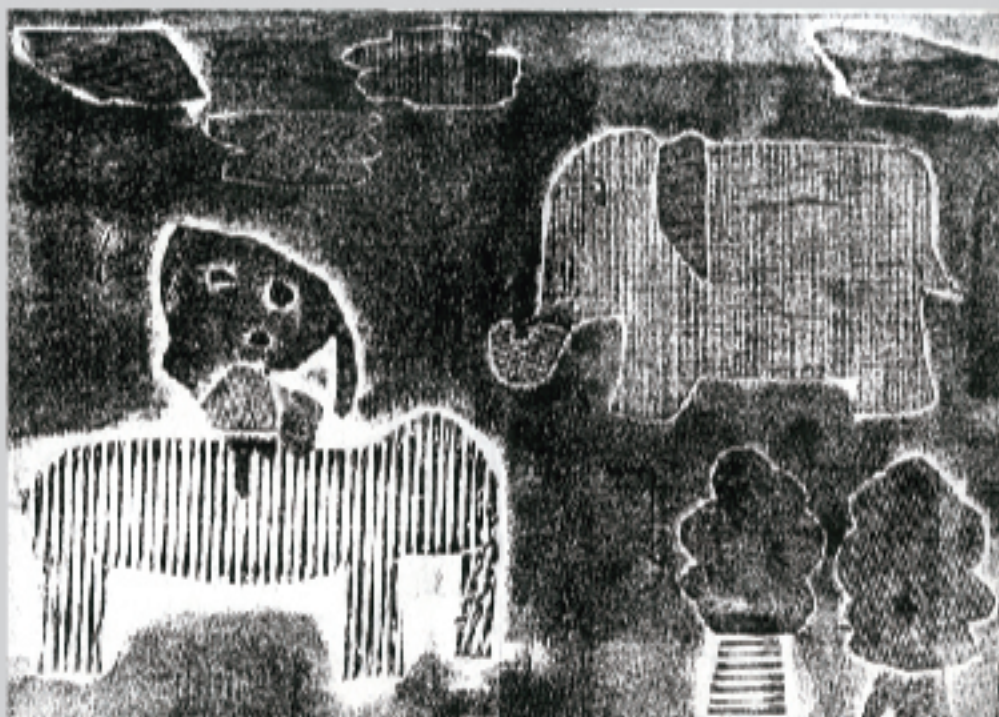
# 目次

第1章 計画策定の概要.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定方法.....	6
(1) 長久手町第2次障害者基本計画に基づく第2期障害福祉 計画推進会議の開催.....	6
(2) 住民の意見の反映.....	6
5 県・障害福祉圏域の連携.....	6
第2章 障害のある人の現状.....	9
1 障害福祉手帳所持者数の推移.....	9
(1) 障害のある人の推移.....	9
(2) 等級・障害種別の現況と推移.....	9
2 障害程度区分判定現状.....	11
3 障害児の手帳所持の現状.....	12
4 自立支援医療の現状.....	12
第3章 計画の基本的考え方.....	15
1 第2期計画に関する基本的考え.....	15
(1) 第2期計画の基本的考え.....	15
(2) 第1期計画基本指針からの改正事項.....	15
2 基本的方向性.....	16
3 平成23年度に向けた具体的な目標.....	17
(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行.....	17
(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行.....	17
(3) 福祉施設から一般就労への移行.....	18
(4) 一般就労への移行支援.....	18
4 障害福祉圏域ビジョン.....	18
5 障害福祉サービス等の体系図.....	19
第4章 自立支援給付によるサービス.....	23
1 サービス体系の見直し.....	23
2 障害福祉サービスの見込量と今後の方策.....	24

(1) 訪問系サービス.....	24
(2) 日中活動系サービス.....	26
(3) 居住系サービス.....	31
(4) 相談支援.....	32
(5) 参考 旧法サービス.....	33
3 自立支援医療及び補装具.....	34
(1) 自立支援医療.....	34
(2) 補装具.....	34
第5章 地域生活支援事業の目標量.....	37
1 事業の種類.....	38
(1) 相談支援事業.....	38
(2) コミュニケーション支援事業.....	40
(3) 日常生活用具給付等事業.....	41
(4) 移動支援事業.....	43
(5) 地域活動支援センター事業.....	44
(6) その他の事業（任意事業）.....	46
第6章 推進体制等.....	51
1 計画の推進体制.....	51
2 計画の評価・管理.....	51
3 連携・協力の確保.....	51
4 住民参加の促進.....	51
5 情報提供について.....	52
6 ヒアリングからの声について.....	52
資料編.....	55
1 長久手町第2次障害者計画に基づく第2期障害福祉計画推 進会議設置要綱.....	55
2 長久手町第2次障害者計画に基づく第2期障害福祉計画推 進会議委員名簿.....	57
3 長久手町第2次障害者基本計画に基づく第2期障害福祉計 画策定経過.....	58

# 第1章

## 計画策定の概要





# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

わが国の社会福祉事業は、身体・知的・精神障害といった障害種別ごとにそれぞれ異なる法律に基づいて行われていましたが、平成18年4月から障害自立支援法が施行され、障害の種別にかかわらず、すべての障害者が自立して地域社会の中で日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要とするサービスや支援をするための仕組みが一元化されました。

また、町では障害者自立支援法の施行を受け、平成19年3月に「長久手町第2次障害者基本計画に基づく第1期障害福祉計画」を策定しました。障害者に最も身近な市町村が福祉サービスの一元的な実施主体として位置づけられたことで、町は障害者の生活実態や意向、考え方等を十分に把握し、計画的にサービス提供を推進していくために、数値目標を設定したうえで、サービス提供体制の確保の方策を定めました。

今回この計画では、障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営めるように、生活環境や障害の特性、ニーズ等に応じ、障害者のライフステージを通じ、切れ目のない総合的・計画的な福祉サービスを充実させていくための見直しを行いました。

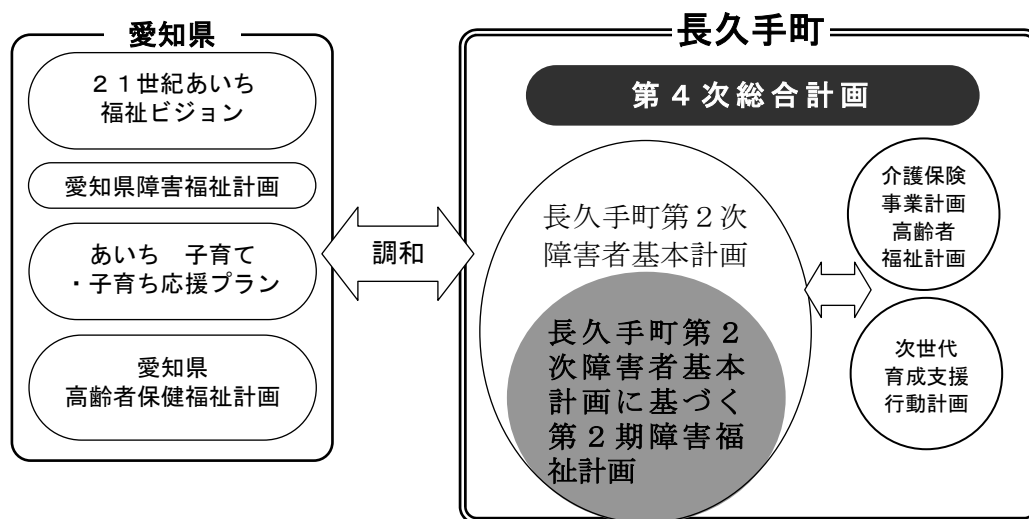
また、地域の特性にあった福祉サービス提供を計画的に一層推進していくために、サービス提供体制の整備・確保の方策について、平成23年度までの数値目標等を示しながら、サービスの質の向上を図ります。

## 2 計画の位置づけ

今回策定する長久手町第2次障害者基本計画に基づく第2期障害福祉計画（以下、本計画という。）は、平成18年4月に施行された障害者自立支援法の第88条に規定されているものであり、策定が義務づけられた計画です。3年間の計画期間中における障害福祉サービス等のサービスの見込量及び確保策を定めるものです。

本計画は、各種計画との整合・連携を図ります。

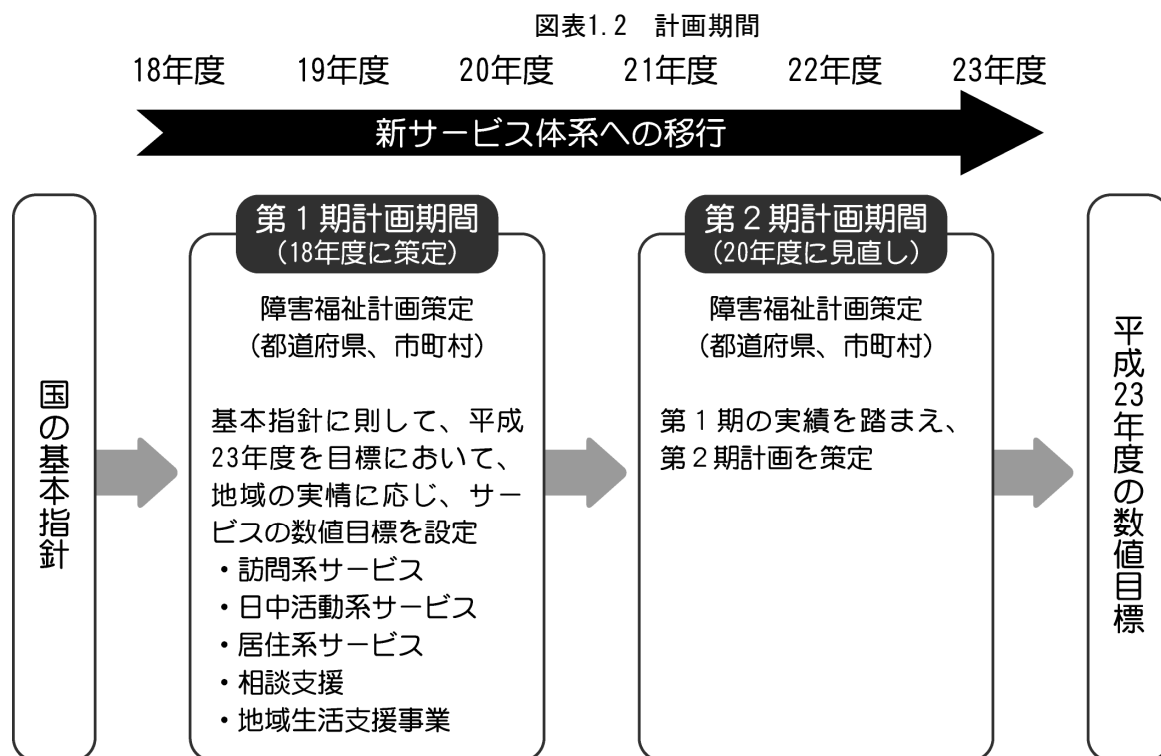
図表1.1 他計画との整合性





### 3 計画の期間

障害福祉計画の期間は3年を1期として、平成18年度から平成20年度までを第1期、平成21年度から平成23年度を第2期としています。



## 4 計画の策定方法

### (1)長久手町第2次障害者基本計画に基づく第2期障害福祉計画推進会議の開催

本計画を地域の実情に応じた実効性のある内容のものとするために、サービスを利用する障害のある人をはじめ、事業者、雇用、教育、医療といった幅広い関係者の意見を反映するため、住民代表、福祉関係者及び学識経験者などを委員とする「長久手町第2次障害者基本計画に基づく第2期障害福祉計画推進会議」において審議し、策定しました。

### (2) 住民の意見の反映

本町では、障害団体等へのヒアリング・アンケート調査、住民参画のためのインターネット等を利用したパブリックコメントなどを実施しました。これによって、それぞれの多種多様なニーズや意見などを把握・理解し、計画に反映することに努めました。

また本町では、障害のある人の関係団体を対象としたヒアリングを以下のとおり実施しました。

図表1.3 ヒアリングの開催

	開催日	対象団体
第1回ヒアリング	平成20年12月15日	知的障害（児）者
第2回ヒアリング	平成20年12月18日	精神障害者
第3回ヒアリング	平成20年12月18日	身体障害者

## 5 県・障害福祉圏域の連携

障害福祉サービスの実施にあたり、障害のある人が生活する「市町村」を基本的な単位として、きめ細かいサービスを提供することが最も必要となりますが、市町村単位で実施が困難な事業については、事業の内容やニーズに応じた広域的な地域単位である障害福祉圏域に基づき、地域間で格差がないようにサービスの基盤整備を進める必要があります。

尾張東部障害福祉圏域は、市町圏域だけでは対応困難な各種サービスを地域的な視点から整備することにより、広域的なサービス提供網を築くために県による支援体制のほか4市2町を地域単位として、身近な地域で障害のある人の日常的な相談や、関係機関と適切な連絡調整を図りつつ、障害者のニーズに応じた各種サービスを提供します。

## ■ 第2章

### 障害のある人の現状





## 第2章 障害のある人の現状

### 1 障害福祉手帳所持者数の推移

#### (1) 障害のある人の推移

平成15～20年度の障害のある人の数の推移は、以下のとおりです。

図表2.1 障害のある人の数の推移（各年度3月31日現在）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (12月1日)
総数	862	896	984	1,079	1,205	1,303
身体障害	690	713	773	852	952	1,026
18歳未満	21	22	30	40	26	28
18歳以上	669	691	743	812	926	998
知的障害	107	112	121	125	136	142
18歳未満	53	55	50	54	60	64
18歳以上	54	57	71	71	76	78
精神障害	65	71	90	102	117	135
18歳未満	—	—	3	2	1	1
18歳以上	—	—	87	100	116	134

注) 障害者手帳交付人数

単位：人  
資料：福祉課、保健所

#### (2) 等級・障害種別の現況と推移

##### ① 障害種別身体障害者数の推移

障害種別にみた身体障害者数の推移は、以下のとおりです。

図表2.2 障害種別にみた身体障害者数の推移（各年度3月31日現在）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総数	690 (100.0)	713 (100.0)	773 (100.0)	852 (100.0)	952 (100.0)
視覚	40 ( 5.8)	43 ( 6.0)	46 ( 6.0)	49 ( 5.7)	43 ( 4.5)
聴覚	47 ( 6.8)	51 ( 7.2)	58 ( 7.5)	59 ( 6.9)	55 ( 5.8)
音声・言語	4 ( 0.6)	5 ( 0.7)	6 ( 0.8)	17 ( 2.0)	25 ( 2.6)
肢体	363 ( 52.6)	367 ( 51.5)	389 ( 50.3)	435 ( 51.1)	546 ( 57.4)
内部	236 ( 34.2)	247 ( 34.6)	274 ( 35.4)	292 ( 34.3)	283 ( 29.7)

注) 身体障害者手帳交付人数（構成比）

単位：人、%  
資料：福祉課

## ② 等級別知的障害者数の推移

等級別にみた知的障害者数の推移は、以下のとおりです。

図表2.3 等級別にみた知的障害者数の推移（各年度3月31日現在）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総数	107 (100.0)	112 (100.0)	121 (100.0)	125 (100.0)	136 (100.0)
A判定	46 (43.0)	52 (46.4)	54 (44.6)	54 (43.2)	58 (42.7)
B判定	36 (33.6)	35 (31.3)	35 (28.9)	37 (29.6)	40 (29.4)
C判定	25 (23.4)	25 (22.3)	32 (26.5)	34 (27.2)	38 (27.9)

注) 療育手帳交付人数（構成比）

単位：人、%  
資料：福祉課

## ③ 等級別精神障害者数の推移

等級別にみた精神障害者数の推移は、以下のとおりです。

図表2.4 等級別にみた精神障害者数の現況（各年度3月31日現在）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総数	65 (100.0)	71 (100.0)	90 (100.0)	102 (100.0)	117 (100.0)
1級	7 (10.8)	6 (8.5)	11 (12.2)	11 (10.8)	11 (9.4)
2級	38 (58.4)	42 (59.1)	48 (53.3)	56 (54.9)	66 (56.4)
3級	20 (30.8)	23 (32.4)	31 (34.5)	35 (34.3)	40 (34.2)

注) 精神保健手帳交付人数（構成比）

単位：人、%  
資料：福祉課

## 2 障害程度区分判定現状

平成20年10月1日現在の18歳以上の障害のある人の障害程度区分<sup>※</sup>別割合は、以下のとおりです。

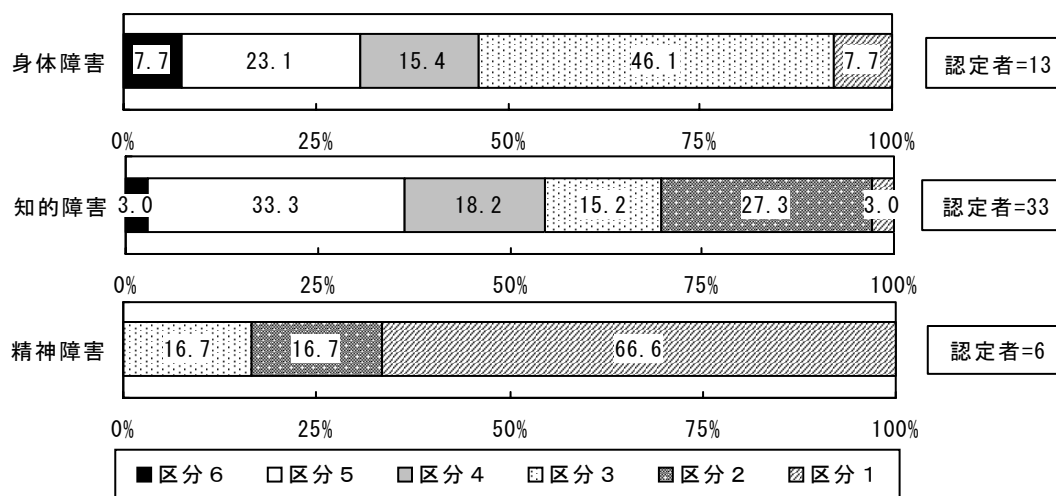
図表2.5 18歳以上の障害程度区分別障害者の割合（平成20年10月1日現在）

	身体障害	知的障害	精神障害
総数	13 (100.0)	33 (100.0)	6 (100.0)
区分6	1 ( 7.7)	1 ( 3.0)	0 ( 0.0)
区分5	3 ( 23.1)	11 ( 33.3)	0 ( 0.0)
区分4	2 ( 15.4)	6 ( 18.2)	0 ( 0.0)
区分3	6 ( 46.1)	5 ( 15.2)	1 ( 16.7)
区分2	0 ( 0.0)	9 ( 27.3)	1 ( 16.7)
区分1	1 ( 7.7)	1 ( 3.0)	4 ( 66.6)

注) 人数 (構成比)

単位：人、%  
資料：福祉課

図表2.6 18歳以上の障害のある人の障害程度区分別の割合（平成20年10月1日現在）



※障害程度区分とは、障害者自立支援法において、3障害を一元化するために必要な新しい尺度として設定されたものです。これは、障害のある人の心身の状況を総合的に示すもので、障害福祉サービスの必要性を客観的に明らかにすることを目的としています。平成18年4月より順次認定を開始し、平成18年10月から適用されました。上記の表は、現段階（平成20年10月現在）までに認定を受けられた方の人数です。今後も新サービス体系の利用者に対して認定を進めていきます。

### 3 障害児の手帳所持の現状

平成20年3月31日現在、18歳未満の障害のある人の等級別割合は、以下のとおりです。

図表2.7 18歳未満の障害児（身体）  
の等級別割合

	身体障害
総数	26 (100.0)
1級	9 (34.6)
2級	7 (27.0)
3級	5 (19.2)
4級	5 (19.2)
5級	0 (0.0)
6級	0 (0.0)

単位：人、%  
資料：福祉課

注) 手帳交付人数（構成比）

図表2.8 18歳未満の障害児（知的）  
の等級別割合

	知的障害
総数	60 (100.0)
A	20 (33.3)
B	17 (28.3)
C	23 (38.4)

単位：人、%  
資料：福祉課

注) 手帳交付人数（構成比）

図表2.9 18歳未満の障害児（精神）  
の等級別割合

	精神障害
総数	1 (100.0)
1級	0 (0.0)
2級	1 (100.0)
3級	0 (0.0)

単位：人、%  
資料：福祉課

注) 手帳交付人数（構成比）

### 4 自立支援医療の現状

平成20年3月31日現在の更生医療・育成医療・精神通院医療の給付件数は以下のとおりです。

図表2.10 更生医療・育成医療・精神通院医療の給付件数（平成20年3月31日現在）

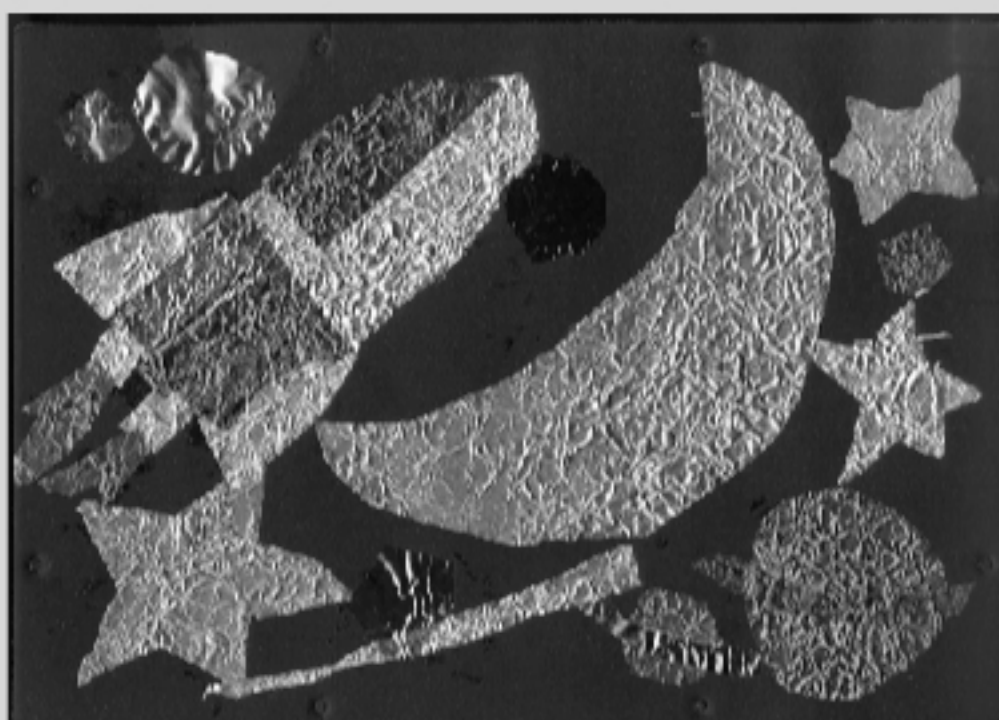
	更生医療	育成医療	精神通院医療
給付件数	60	19	264

単位：件  
資料：福祉課、保健医療課、保健所



# 第3章

## 計画の基本的考え方





## 第3章 計画の基本的考え方

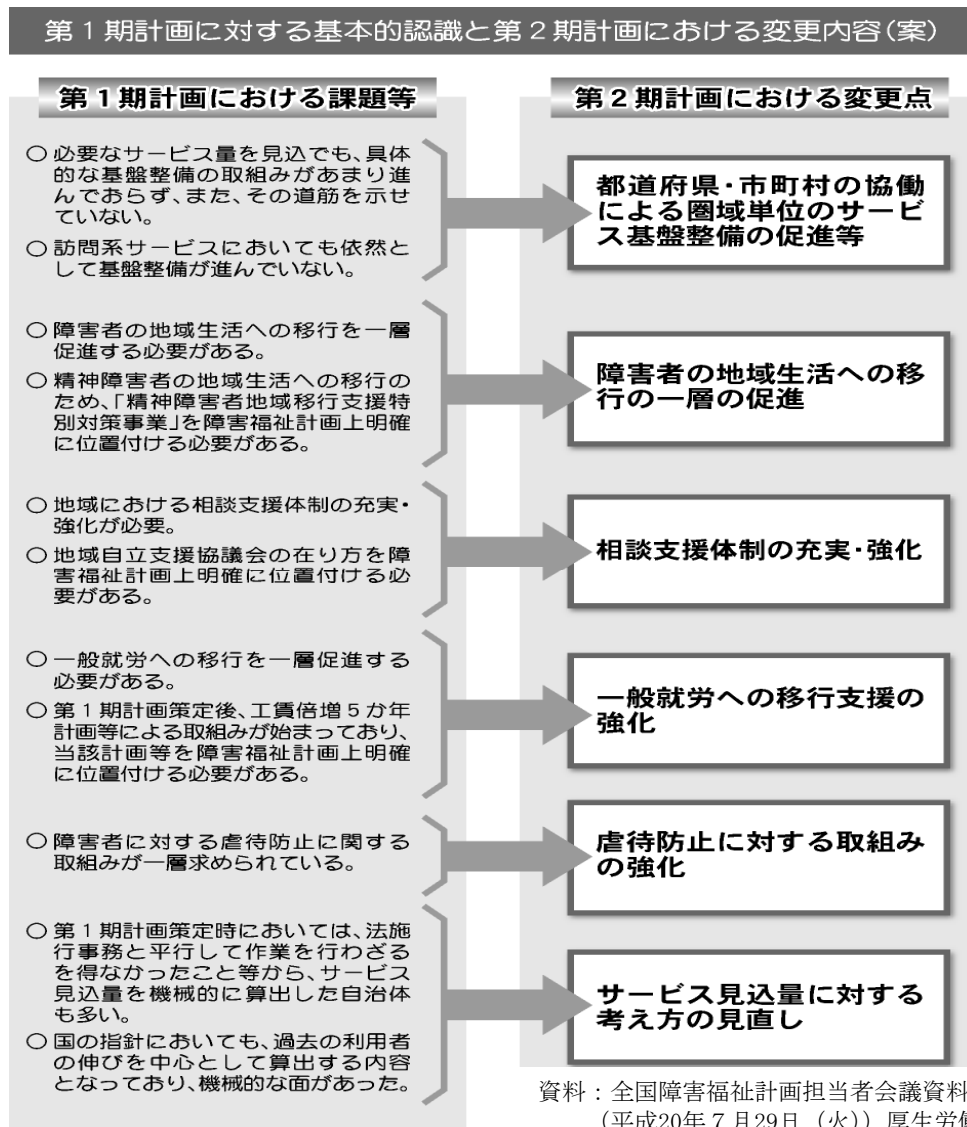
### 1 第2期計画に関する基本的考え

#### (1) 第2期計画の基本的考え

第2期計画では、第1期計画の平成23年度の数値目標に至る中間段階としての位置づけとなるため、第1期計画の基本指針において示した平成23年度の数値目標の考え方を継承していきます。（第1期：平成18年度～20年度、第2期：平成21年度～23年度）

#### (2) 第1期計画基本指針からの改正事項

今回、第1期計画基本指針からの改正がありました。第2期計画の策定に際して、今回改正する主な内容は以下のとおりになります。



## 2 基本的方向性

本計画は、「長久手町第2次障害者基本計画に基づく第1期障害福祉計画」の基本理念である「支え合う 思いやりのまち ながくて」を継承し、また、障害のある人が地域で自立し、意欲的に社会参加をしながら生活できる環境の整備を図ることができるよう、次の基本的方向性を踏まえて策定しています。

### ① 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーション\*の理念に基づき、障害の種別・程度の区別なく、障害のある人自身が住む場所を選び、必要な障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の確保に努めます。

※ ノーマライゼーションとは、高齢者や障害のある人などハンディキャップを持っていても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す基本的理念です。

### ② 町を基本とする仕組みへの統一と3障害の制度の一元化

障害福祉サービスについて、町を基本とする仕組みに統一するとともに、これまで身体障害・知的障害・精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち遅れている精神障害のある人などに対するサービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じてサービス水準の地域間格差を適正化し、公平性を図りま

### ③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害のある人への自立支援の観点から、課題となる地域生活移行や就労支援に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域でのサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルなサービスなど、地域の社会資源を最大限に活用した、サービス提供体制の確保に努めます。

### 3 平成23年度に向けた具体的な目標

「入所・入院等からの地域移行」や「福祉施設からの一般就労」といった新たな課題に対応するため、旧体系の施設が新しいサービス体系へ移行を終了する平成23年度を目標年度として、次の数値目標を定めます。

#### (1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

入所施設に入所している障害のある人が、日中活動系サービスや相談支援を利用することで、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）、一般住宅等に移行し地域生活を送れるようになることをめざします。

平成23年度末までに、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）、一般住宅へ移行する人の数を見込み、地域生活へ移行する人の数値目標を設定します。

図表3.1 入所施設の入所者の地域生活への移行の目標値の設定

項目	数値			考え方
	身体障害者施設	知的障害者施設	合計	
現時点の施設入所者数（A）	5人	10人	15人	現時点は平成17年10月1日の数とする
平成23年度末の施設入所者数（B）	5人	9人	14人	平成23年度末時点の利用人数を見込む
【目標値】削減見込（A－B）	0人 （0%）	1人 （10%）	1人 （6.7%）	差引減少見込数
【目標値】地域生活移行数	0人	1人	1人	施設入所から共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）等へ移行する者の数

#### (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が必要な日中活動系サービスや相談支援を利用することで退院可能となり、地域生活を送れるようになることをめざします。

平成23年度末までに、自立訓練事業等の必要量を見込み、退院可能な精神障害者数の減少目標値を定めます。

図表3.2 入院中の精神障害者の地域生活への移行についての目標値

	数値	考え方
現在の退院可能な精神障害者数	1人	平成18年6月30日現在の退院可能精神障害者数
【目標値】減少数	1人	上記のうち、平成23年度までに減少をめざす数

### (3) 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等を通じ、平成23年度末までに福祉施設を利用している障害のある人が一般就労する数値目標を定めます。

過去の実績や近況を勘案し、平成23年度の年間一般就労移行者数の目標値を1人から3人へ上方修正をしました。今後、公共職業安定所や愛知障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、福祉施設との連携のもとで、就労移行支援の充実を図り、目標値の実現をめざします。

図表3.3 福祉施設から一般就労への移行についての目標値

	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	1人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成23年度の年間一般就労移行者数	1→3人 (1→3倍)	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

### (4) 一般就労への移行支援

障害者多数雇用企業や福祉施設の受注機会の拡大に向けては、庁内各部局等に対して福祉施設等への発注可能な業務委託について働きかけていきます。

## 4 障害福祉圏域ビジョン

愛知県には、11の障害福祉圏域があり、長久手町は「尾張東部圏域」に属しています。

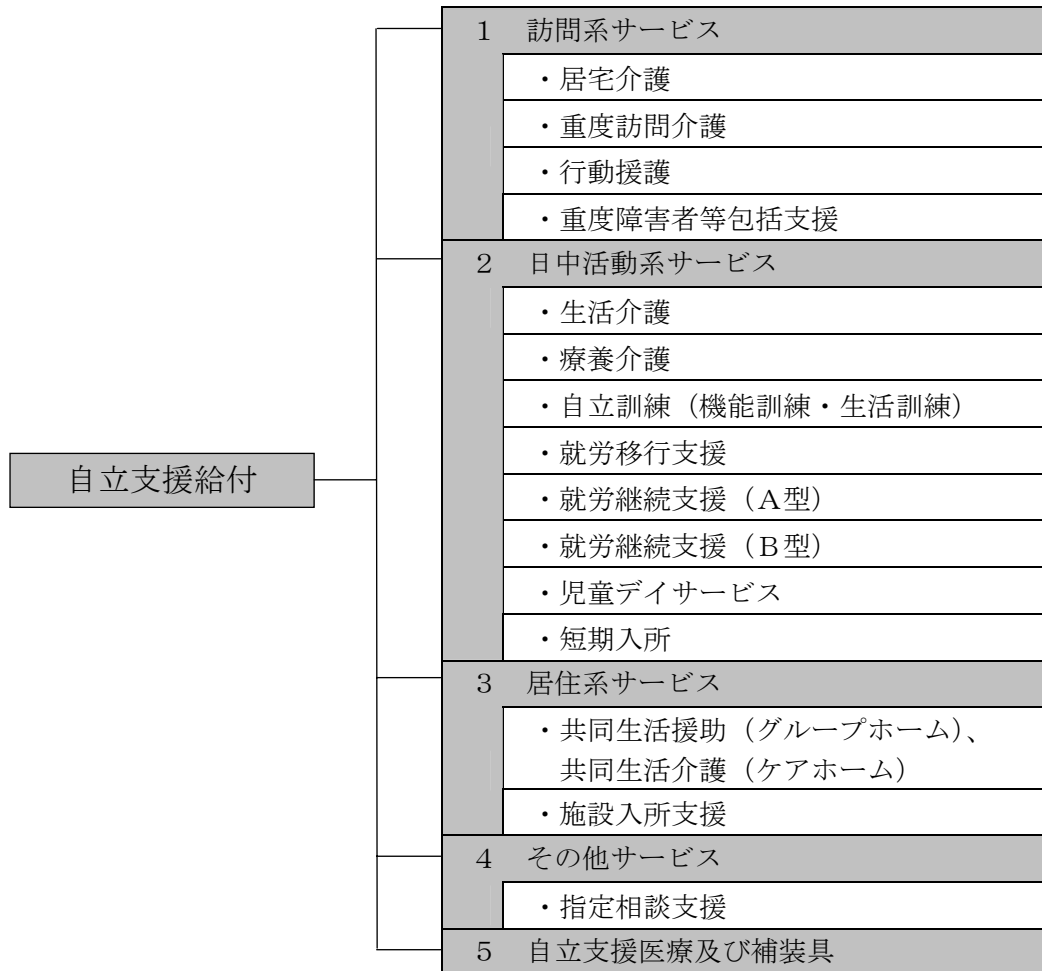
平成23年度を目標に障害福祉圏域としての共通課題について、地域自立支援協議会等を有効に活用し必要となるサービス量の確保、事業所の新規参入の促進及びその他サービス向上についての協議検討を図り、サービスの基盤整備に努めます。

なお、県がまとめた愛知県の市町村ヒアリング結果による福祉圏域での現状と課題を整理しました。

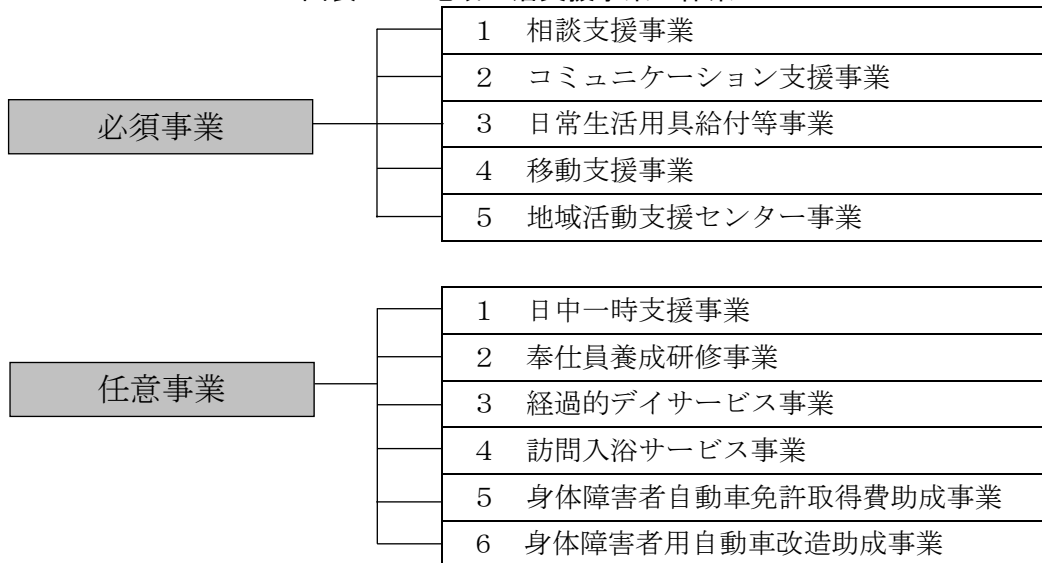
① 訪問系サービス
ニーズに対して、供給量が不足している主な原因は、報酬単価が低いこと、資格要件を満たす職員の不足、男性ヘルパーの不足、利用希望日が土日、夜間などに集中することなどです。
② 日中活動系サービス
日中活動系サービスの供給量不足の主な原因は、報酬単価が低いこと、利用者の絶対数が少ないことなどによる事業者の参入がないこと。また、市街化調整区域内での施設建設が難しいことがあげられています。
③ 居住系サービス
共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）が不足する原因としては、整備費の助成及び運営費の報酬単価が低いこと、地域の理解が得られないこと及び市街化調整区域内での施設建設が難しいことなどがあげられています。

## 5 障害福祉サービス等の体系図

図表3.4 自立支援給付によるサービスの体系



図表3.5 地域生活支援事業の体系







# 第4章

## 自立支援給付によるサービス





## 第4章 自立支援給付によるサービス

### 1 サービス体系の見直し

障害者自立支援法による改正で、障害のある人を対象とする障害福祉サービスは、障害の種別、年齢、施設・居宅の枠組み等を超えた新サービス体系として再編されました。

新体系サービスへの移行は平成18年10月より始まり平成24年3月までの間に順次移行していきます。

「自立支援給付」には、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」があります。

障害福祉計画で必要量を見込むことと定められている障害福祉サービス及び指定相談支援事業の種類は次のとおりです。

図表4.1 障害福祉サービス及び指定相談支援事業のサービス体系

サービス体系	
訪問系サービス	
居宅介護（ホームヘルプ）	介護給付
重度訪問介護	介護給付
行動援護	介護給付
重度障害者等包括支援	介護給付
日中活動系サービス	
生活介護	介護給付
自立訓練（機能・生活）	訓練等給付
就労移行支援	訓練等給付
就労継続支援（A型・B型）	訓練等給付
療養介護	介護給付
児童デイサービス	介護給付
短期入所（ショートステイ）	介護給付
居住系サービス	
共同生活援助（グループホーム）	訓練等給付
共同生活介護（ケアホーム）	介護給付
施設入所支援	介護給付
その他サービス	
相談支援	サービス利用 計画作成費

## 2 障害福祉サービスの見込量と今後の方策

本町では、指定障害福祉サービスと指定相談支援の平成18年～20年の実績値と平成21～23年度での見込量を記載し、今後の方策を次のように決めました。

### (1) 訪問系サービス

#### ① サービス内容

サービスの種類			
● 居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で食事・入浴・排せつの介助等を行います。		
● 重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅での食事・入浴・排せつの介助や外出したときの移動中の補助等を総合的に行います。		
● 行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときの必要な介助や、外出したときの移動中の補助を行います。		
● 重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に行います。		
平成20年度の事業所数（町内）			
居宅介護	： 4か所	行動援護	： 0か所
重度訪問介護	： 4か所	重度障害者等包括支援	： 0か所

#### ② 実績と見込量

訪問系サービスの見込量については、第1期（平成18年度～20年度）の見込量と利用実績を点検評価しました。その結果、利用延べ人数、実利用人数、一人平均利用時間、支給決定者の伸び率及び利用サービス内容を勘案して見込量を設定しました。

##### ▼訪問系サービスの見込量（1月当たり）

区 分		第1期計画			
		18年度	19年度	20年度	
訪問系サービス	計画値	人	14	14	14
		時間	367	462	557
	実績	人	18	6	18.7
		時間	430.5	279	348.6

※「実績」とは平成18・19年度は3月末の実績値、平成20年度は4～9月までの平均値

区 分			第2期計画		
			21年度	22年度	23年度
居宅介護	計画値	人	21	25	29
		時間	214	291	337
重度訪問 介護	計画値	人	3	4	4
		時間	255	270	270
行動援護	計画値	人	2	2	3
		時間	15	17	20
重度障害 者等包括 支援	計画値	人	0	0	0
		時間	0	0	0
合 計	計画値	人	26	31	36
		時間	484	578	627 (842)

※平成23年度の（ ）内の数値は、第1期の目標値

### ③ 今後の方策

それぞれの障害のある人の在宅生活を支援するため、サービス事業者への継続的な指導・助言等により、質の高いサービスの確保に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

### ① サービス内容

サービスの種類	
● 生活介護	常に介護を必要とする人に、主に日中の障害者支援施設等で食事・入浴・排せつの介護等を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
● 自立訓練（機能・生活）	自立した日常生活・社会生活ができるように、身体機能・生活能力向上のために必要な訓練等を一定期間行います。
● 就労移行支援	就労を希望する人に、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を一定期間行います。
● 就労継続支援（A型・B型）	一般企業等で就労が困難な人に、就労の機会や生産活動などの活動の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。
● 療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、病院で日中の機能訓練や療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護、日常生活上の世話をを行います。
● 児童デイサービス	障害児が肢体不自由児施設等に通り、日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
● 短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気などの場合に、障害者支援施設等で短期間・夜間も含め、食事・入浴・排せつの介護等を行います。
平成20年度の事業所数（町内）	
生活介護	： 0か所
自立訓練（機能・生活）	： 0か所
就労移行支援	： 0か所
就労継続支援（A型・B型）	： 0か所
療養介護	： 0か所
児童デイサービス	： 0か所
短期入所（ショートステイ）	： 0か所

## ② 実績と見込量

日中活動系サービスの見込量については、第1期（平成18年度～20年度）の見込量と利用実績を点検評価しました。その結果、現在の実利用人数、実利用日数、及び今後の推移として、事業所の新体系移行状況を勘案して見込量を設定しました。

## ▼生活介護の見込量（1月当たり）

区 分		第1期計画			第2期計画			
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
生活介護	計画値	人	9	11	14	14	21	27
		人日	196	248	311	284	423	537 (455)
	実績	人	2	4	3			
		人日	20	60	51.8			

※「実績」とは平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値

※平成23年度の（ ）内の数値は、第1期の目標値

## ▼自立訓練（機能訓練）の見込量（1月当たり）

区 分		第1期計画			第2期計画		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
自立訓練 (機能)	計画値	人	0	0	0	0	0
		人日	0	0	0	0	0 (0)
	実績	人	0	0	0		
		人日	0	0	0		

※「実績」とは平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値

※平成23年度の（ ）内の数値は、第1期の目標値

## ▼自立訓練（生活訓練）の見込量（1月当たり）

区 分		第1期計画			第2期計画			
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
自立訓練 (生活)	計画値	人	1	1	1.5	0	0	0
		人日	9	20	27	0	0	0 (42)
	実績	人	0	0	0			
		人日	0	0	0			

※「実績」とは平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値

※平成23年度の（ ）内の数値は、第1期の目標値

▼就労移行支援の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
就労移行 支援	計画値	人	0	1	1	6	6	7
		人日	0	2	4	123	123	142 (12)
	実績	人	0	0	2.7			
		人日	0	0	50.5			

※「実績」とは平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値  
 ※平成23年度の（ ）内の数値は、第1期の目標値

▼就労継続支援（A型）の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
就労継続 支援 (A型)	計画値	人	0	1	1	1	1	3
		人日	0	8	11	21	21	63 (19)
	実績	人	0	0	1			
		人日	0	0	19			

※「実績」とは平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値  
 ※平成23年度の（ ）内の数値は、第1期の目標値

▼就労継続支援（B型）の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
就労継続 支援 (B型)	計画値	人	1	1	2	3	3	11
		人日	3	16	38	63	63	231 (97)
	実績	人	0	1	1			
		人日	0	20	20.3			

※「実績」とは平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値  
 ※平成23年度の（ ）内の数値は、第1期の目標値



▼療養介護の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
療養介護	計画値	人	0	0	0	0	0	0 (0)
	実績	人	0	0	0			

※「実績」とは平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値  
 ※平成23年度の（ ）内の数値は、第1期の目標値

▼児童デイサービスの見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
児童デイサービス	計画値	人	2	2	6	8	9	10
		人日	8	8	12	56	63	80 (20)
	実績	人	4	8	6.3			
		人日	29	50	37.8			

※「実績」とは平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値  
 ※平成23年度の（ ）内の数値は、第1期の目標値

▼短期入所の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
短期入所	計画値	人	6	6	6	7	8	9
		人日	42	42	42	49	56	63 (50)
	実績	人	8	9	6.8			
		人日	35	41	35.7			

※「実績」とは平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値  
 ※平成23年度の（ ）内の数値は、第1期の目標値

③ 今後の方策

適切な情報提供により、障害者自立支援法に規定する旧法施設支援事業から早期移行を図るとともに、事業への新規参入を促します。

また、短期入所(ショートステイ)では、在宅の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)のいる家庭において、家族の病気、冠婚葬祭などにより、障害者(児)を一時的に介護できない場合、身近で短期入所利用できる施設の確保を図り、障害者本人などの状況に応じたきめ細かな対応が図れるよう内容の充実を努め、在宅生活の支援に努めます。



- ・ つばさ作業所とひまわり園を同じ敷地内でサービス提供できるよう検討されたらどうか。一緒にしてお互い良い面を取り入れることで、職員の配置等メリットがあるのではないか。
- ・ 児童デイサービス等の現状のサービスで、どのようなものがあるのか情報提供、勉強会をしてほしい。
- ・ 仕事が減ってきている中、どう仕事を増やしていけばいいか。
- ・ 希望として、仕事の種類を増やすことを検討してほしい。
- ・ 仕事の受注先のサポートをしてほしい。
- ・ 仕事を指導する側の人材の補助等を検討してほしい。

### (3) 居住系サービス

#### ① サービス内容

サービスの種類	
● 共同生活援助（グループホーム）	主に夜間の共同生活を行う住居として、相談やその他日常生活上の援助を行います。
● 共同生活介護（ケアホーム）	主に夜間の共同生活を行う住居として、食事・入浴・排せつの介護等を行います。（基本的に18歳以上の人を対象としています。）
● 施設入所支援	主に夜間の食事・入浴・排せつの介護等を行います。
平成20年度の事業所数（町内）	
共同生活介護（ケアホーム）	：0か所
施設入所支援	：0か所

#### ② 実績と見込量

居住系サービスの見込量については、第1期（平成18年度～20年度）の見込量と利用実績を点検評価しました。その結果、現在の実利用人数、事業所の運営状況を勘案して見込量を設定しました。

##### ▼共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
共同生活介護（ケアホーム） 共同生活援助（グループホーム）	計画値	人	1	2	2	1	1	3 (5)
	実績	人	1	1	1			

※「実績」とは平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値

※平成23年度の（ ）内の数値は、第1期の目標値

▼施設入所支援の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
施設入所 支援	計画値	人	1	5	8	4	10	14 (14)
	実績	人	0	3	3			

※「実績」とは平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値  
 ※平成23年度の（ ）内の数値は、第1期の目標値

③ 今後の方策

共同での生活を望む障害者に対して、日常生活上の援護や自立生活の助長を図る  
 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）について、適切な情  
 報提供により、地域バランスを考慮した事業への新規参入を促します。



・今後、高齢化が進む中、入所施設を充実されることが希望

(4) 相談支援

① サービス内容

サービスの種類
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談支援                      障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、重度障害者等包括支援を除く。）を利用する際に、自分で調整することが難しい人が適切にサービスを利用できるよう相談支援専門員等による支援を行います。</li> </ul>

## ② 実績と見込量

生活環境の変化や高齢化による様々な事情によりサービス利用計画を必要とされる人のニーズは、今後も増加すると見込み設定しました。

### ▼相談支援（サービス計画作成事業）の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
相談支援	計画値	人	0	1	1	1	1	1 (3)
	実績	人	0	0	0			

※「実績」とは平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値  
 ※平成23年度の（ ）内の数値は、第1期の目標値

## ③ 今後の方策

地域で生活する障害のある人とその家族を支援し、障害者の自立と社会参加を促進するため、情報提供、利用相談を充実し、障害のある人個々に即したサービスの利用援助などを行います。そのため、関係機関との連携の下、支援計画の策定やサービス調整会議などにより、個々の状況に応じた障害福祉サービスが提供できるよう体制の充実を図ります。

## (5) 参考 旧法サービス

### ▼旧入所系サービス分（日中活動系）の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
旧入所系サービス分	計画値	人	/	/	/	9	3	0
	実績	人	14	11	11			

※「実績」とは平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値

### ▼旧通所系サービス分（日中活動系）の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
旧通所系サービス分	計画値	人	/	/	/	6	6	0
	実績	人	7	6	7			

※「実績」とは平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値

### 3 自立支援医療及び補装具

#### (1) 自立支援医療

旧体系での障害に係る公費負担医療（更生医療、育成医療、精神通院公費医療）は、平成18年4月に新体系の自立支援医療に変わりました。

##### ① 自立支援医療について

自立支援医療とは、障害のある人が心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活・社会生活を行うために必要な医療のことです。この制度では、支給認定の手続きや利用者負担の仕組みを共通化し、指定医療機関制度を導入しました。医療の内容や支給認定の実施主体は旧体系どおりで、精神通院公費医療及び育成医療は都道府県、更生医療は市町村となります。

##### ② 自立支援医療の給付の対象

更生医療 （旧体系の身体障害者福祉法における更生医療に該当）	更生のために医療が必要な身体障害者手帳所持者で、治療によって確実に治療効果が期待できるものを対象とします。
育成医療 （旧体系の児童福祉法における育成医療に該当）	身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、治療によって確実に治療効果が期待できるものを対象とします。
精神通院医療 （旧体系の精神保健福祉法における精神通院医療に該当）	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症（精神分裂病）、精神作用物質による急性中毒、または、その依存症、知的障害、精神病質、その他の精神疾患がある人で、通院による精神医療が継続的に必要な病状にあるものを対象とします。

#### (2) 補装具

従来の補装具給付制度は、自立支援給付に位置づけられる個別給付の補装具費として再編され、平成18年10月に施行されました。

##### ① 補装具と日常生活用具

補装具は身体機能を補完・代替し、長期間にわたり継続して使用されるものと明確に定義されました。具体的には義肢・装具・車いす等が該当します。該当する用具は次の3要件を満たすものです。

- 身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの
- 身体に装着（装用）して日常生活または就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの
- 給付に際して専門的な知見（医師の判定書または意見書）を要するもの

##### ② 支給方法

利用者負担は定率負担となり、1割を利用者が負担することになりますが、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。支給決定は、障害のある人または保護者からの申請に基づき、町が行います。

# 第5章

## 地域生活支援事業の目標量







## 第5章 地域生活支援事業の目標量

障害のある人を地域で支援するために地域生活支援事業が障害者自立支援法によって定められ、平成18年10月に施行されました。地域生活支援事業は、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施する事業として位置づけられており、事業体系は次のようになっています。

図表5.1 地域生活支援事業体系図

必須事業	
相談支援事業	
	障害者相談支援事業
	地域自立支援協議会
	成年後見制度利用支援事業
	市町村相談支援機能強化事業
	住宅入居等支援事業
コミュニケーション支援事業	
日常生活用具給付等事業	
	介護・訓練支援用具
	自立生活支援用具
	在宅療養等支援用具
	情報・意思疎通支援用具
	排せつ管理支援用具
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
移動支援事業	
地域活動支援センター事業	
任意事業	
日中一時支援事業	
奉仕員養成研修事業	
経過的デイサービス事業	
訪問入浴サービス事業	
身体障害者自動車免許取得費助成事業	
身体障害者用自動車改造助成事業	

# 1 事業の種類

## (1) 相談支援事業

### ① サービス内容

サービスの種類	
●	<p><b>障害者相談支援事業</b></p> <p>地域の障害のある人の福祉に関する諸問題について、障害のある人、その保護者または介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行います。</p>
●	<p><b>地域自立支援協議会</b></p> <p>相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として権利擁護等の分野別のサブ協議会を設置するなど、地域の実情に応じて多様なかたちで実施します。</p>
●	<p><b>成年後見制度利用支援事業</b></p> <p>知的障害・精神障害のある人で判断能力が不十分な人についての障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。</p>
●	<p><b>市町村相談支援機能強化事業</b></p> <p>市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置します。</p>
●	<p><b>住宅入居等支援事業</b></p> <p>賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。</p>

### ② 実績と見込量

#### ▼相談支援事業の見込量及び実施の有無

区分			第1期計画					
			18年度		19年度		20年度	
			計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	1	0	1	1	1	1
	地域自立支援協議会	箇所	—	無	1	有	1	有

区分			第2期計画		
			21年度	22年度	23年度
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	1	1	1 (1)
	地域自立支援協議会	実施	有	有	有 (1箇所)
成年後見制度利用支援事業		実施	無	無	有
市町村相談支援機能強化事業		実施	有	有	有
住宅入居等支援事業		実施	無	無	無

※平成23年度の（ ）内の数値は、第1期の目標値

### ③ 今後の方策

本町では、相談支援事業を適切に実施するにあたり、指定相談支援事業者へ平成19年4月から委託しています。また、「長久手町障害者自立支援協議会」を活用し、以下の内容を実施していきます。

- 中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価等の実施
- 困難事例への対応のあり方について協議、調整を実施
- サービス利用者の人権擁護や虐待防止を図るため、成年後見制度の利用や虐待防止などへの仕組みの整備を促進



- ・町外問わず、様々な場面で対応できる情報がほしい。
- ・町内にいるすべての障害のある人に対応できる体制があると良い。

## (2) コミュニケーション支援事業

### ① サービス内容

サービスの種類
<ul style="list-style-type: none"> <li>● コミュニケーション支援事業 聴覚・言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障のある人等に、手話通訳等の方法により、障害のある人等とその他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行う事業です。</li> </ul>

### ② 実績と見込量

#### ▼コミュニケーション支援事業の見込量

区分		第1期計画					
		18年度		19年度		20年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
コミュニケーション支援事業	人/年	1	0	2	5	3	4

※「実績」とは平成18・19年度は年間の合計、平成20年度は4～9月までの実績値の合計の2倍

区分		第2期計画		
		21年度	22年度	23年度
コミュニケーション支援事業	【手話通訳者設置事業】 実設置見込み者数	0	0	1
	【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】 実利用見込み者数	10	12	15 (5)

※平成23年度の（ ）内の数値は、第1期の目標値

### ③ 今後の方策

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人等に対し、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を実施します。

今後、役場での案内やコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者の配置の検討をしていきます。

## (3) 日常生活用具給付等事業

## ① 対象用具

サービスの種類
<p>● 日常生活用具給付等事業 重度障害のある人に対し、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。</p>
対象用具
<p><b>介護・訓練支援用具</b> 特殊寝台や特殊マットなどの、障害のある人の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に使用するいすなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるものです。</p>
<p><b>自立生活支援用具</b> 入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。</p>
<p><b>在宅療養等支援用具</b> 電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害のある人の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。</p>
<p><b>情報・意思疎通支援用具</b> 点字器や人工喉頭などの、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。</p>
<p><b>排せつ管理支援用具</b> ストマ用装具などの障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。</p>
<p><b>居宅生活動作補助用具（住宅改修費）</b> 障害のある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。</p>

## ② 実績と見込量

### ▼日常生活用具給付等事業の見込量

区 分			第 1 期計画			第 2 期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護・訓練支援用具	計画値	件	2	2	2	2	2	3 (3)
	実績	件	3	0	1			
自立生活支援用具	計画値	件	3	3	4	4	4	4 (4)
	実績	件	3	2	6			
在宅療養等支援用具	計画値	件	4	4	4	4	4	5 (5)
	実績	件	3	3	2			
情報・意思疎通支援用具	計画値	件	4	4	5	4	5	6 (6)
	実績	件	6	6	1			
排泄管理支援用具	計画値	件	302	356	420	510	620	689 (689)
	実績	件	249	335	426			
居宅生活動作補助用具	計画値	件	2	2	2	2	2	2 (2)
	実績	件	1	1	2			

※「実績」とは平成18・19年度は年間の合計、平成20年度は4～9月までの実績値の合計の2倍

※平成23年度の（ ）内の数値は、第1期の目標値

## ③ 今後の方策

重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付事業を実施します。

## (4) 移動支援事業

### ① サービス内容

サービスの種類	
●	個別支援型 個別的支援が必要な場合にマンツーマンで支援を行います。

### ② 実績と見込量

#### ▼移動支援事業の見込量

区 分			第1期計画					
			18年度		19年度		20年度	
			計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
移動支援事業	箇所数	箇所	6	5	6	4	6	6
	利用人数	人	154	71	161	137	169	112
	利用時間	時間	1,227	575.5	1,288	996	1,352	767

※「実績」とは平成18・19年度は年間の合計、平成20年度は4～9月までの実績値の合計の2倍

区 分			第2期計画		
			21年度	22年度	23年度
移動支援事業	箇所数	箇所	6	7	8 (8)
	利用人数	人	120	140	160 (194)
	利用時間	時間	840	980	1,120 (1,563)

※平成23年度の( )内の数値は、第1期の目標値

### ③ 今後の方策

本町では、個別支援型について屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会生活を促すために実施します。



- ・移動介護の制限が多いため、もう少し利用しやすい環境にしてほしい。
- ・子どもを自立させるためにも、一人で行動させるためにも、移動介護のようなサービスの利用を使いやすくしてほしい。

## (5) 地域活動支援センター事業

### ① サービス内容

サービスの種類	
●	<p><b>地域活動支援センター事業</b></p> <p>地域活動センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。また、機能強化事業として専門職員を配置するなど地域活動支援センター機能を充実・強化し、障害者等の地域生活支援を促進します。</p>

### ② 実績と見込量

#### ▼地域活動支援センターの見込量

区 分			第 1 期計画					
			18年度		19年度		20年度	
			計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
基礎的 事業	箇所数	箇所	—	—	3	6	3	7
	利用実人数	人	—	—	20	28	20	30
機能強 化事業	箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1

※「実績」とは平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値

区 分			第 2 期計画		
			21年度	22年度	23年度
基礎的 事業	箇所数	箇所	2	3	3 (5)
	利用実人数	人	5	6	7
機能強 化事業	箇所数	箇所	22	37	37 (45)
	利用実人数	人	8	10	12
機能強 化事業	箇所数	箇所	0	0	0 (1)
	利用実人数	人	2	2	2
機能強 化事業	箇所数	箇所	0	0	0
	利用実人数	人	17	20	25

※上段は町内分、下段は他市町村分

※「つばさ作業所」平成22年度に地域活動支援センターへ移行予定

※平成23年度の（ ）内の数値は、第1期の目標値



### ③ 今後の方策

本町では、機能強化事業では精神障害のある人からの相談に応じ、必要な情報等を提供することや、各種福祉サービスの利用調整等必要な援助を行うことにより、障害のある人が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう支援するため、平成18年10月から東郷町にある事業所に委託する形態で実施しています。

また、基礎的事業では、地域の実情に応じ創作的活動、または生産活動の機会の提供、社会との交流等の促進の場を提供することとして、平成19年4月から実施しており、障害のある人たちの地域生活支援の促進につなげていきます。

## (6) その他の事業（任意事業）

### ① サービス内容

サービスの種類
<ul style="list-style-type: none"><li>● 日中一時支援事業 日中一時的に見守りが必要な障害のある人を対象に、施設等で活動の場を提供します。旧事業の日中ショートステイが移行します。</li><li>● 奉仕員養成研修事業 聴覚障害のある人等との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成研修します。</li><li>● 経過的デイサービス事業 平成18年10月1日時点で、地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な障害者デイサービス事業所が移行するまでの間、利用者に対して経過的に継続してデイサービスを提供する事業です。（平成19年3月で事業を終了しました。）</li><li>● 訪問入浴サービス事業 地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とします。</li><li>● 身体障害者自動車免許取得費助成事業 自動車教習所で技能を習得し、普通自動車運転免許を取得した場合に、必要な経費の一部を補助します。</li><li>● 身体障害者用自動車改造助成事業 就労、通院、通学等のため、自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、必要な経費の一部を補助します。</li></ul>

② 実績と見込量

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
日中一時 支援事業	計画値	人/月	10	13	14	30	32	33 (20)
	実績	人/月	11	27	28.3			
奉仕員養成 研修事業	計画値	人/年	10	10	10	13	13	13 (10)
	実績	人/年	10	4	14			
経過的デイ サービス 事業	計画値	人/月	22	/	/	/	/	/
	実績	人/月	21	/	/			
訪問入浴サ ービス事業	計画値	人/月	1	2	3	0	0	1 (5)
	実績	人/月	1	0	0			
身体障害者 自動車免許 取得費助成 事業	計画値	人/年	/	/	/	0	1	1
	実績	人/年	-	0	0			
身体障害者 用自動車改 造助成事業	計画値	人/年	/	/	/	2	2	2
	実績	人/年	-	2	2			

※「実績」とは平成18・19年度は3月末の実績、平成20年度は4～9月までの平均値  
 ※平成23年度の（ ）内の数値は、第1期の目標値

③ 今後の方策

今後も現行のサービスを維持していくとともに、日中一時支援事業については、これまでの児童デイサービスの利用者の受け皿として事業所の確保に努めます。



・障害児のいる兄弟の家庭で、学校が長期休みの時期に、一時預かりの時間帯を4時間から6時間に延ばしてほしい。



# 第6章

## 推 進 体 制 等





## 第6章 推進体制等

### 1 計画の推進体制

障害福祉計画は、障害のある人を対象とした障害福祉サービスの進むべき指針を明らかにするものです。本町では、「長久手町第2次障害者基本計画に基づく第2期障害福祉計画推進会議」を中心とした推進組織をつくり、その内容を広く住民に啓発していきます。

障害福祉サービス等全般への問題があれば、苦情解決事業を活用できます。苦情があれば各事業者に設置された問題解決のための受付窓口に申し出ることでもでき、都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に直接申し出ることでもできます。

また、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす「長久手町障害者自立支援協議会<sup>\*</sup>」を設置し、地域の関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議を行います。

※長久手町障害者自立支援協議会の主な機能は次のとおりです。

- 1 町が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立・公平性を確保するための運営評価等に関すること
- 2 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること
- 3 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること
- 4 地域の社会資源の開発及び改善に関すること

### 2 計画の評価・管理

障害者関係団体との意見交換の実施等を通じて施策・事業の有効性についての検証を行い、効果的で適切な施策・事業を実施します。

障害福祉計画では毎年、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて所要の対策を実施します。

### 3 連携・協力の確保

効果的・総合的な施策の推進を図るため、関係行政機関の間の施策連携を強化します。

地域における総合的・計画的な施策の推進を図るため、近隣市町との均衡あるサービス水準の実現を図るため、県、近隣市町、障害者関係団体、NPO法人等民間団体、事業者団体との連携・協力を推進します。

### 4 住民参加の促進

本町では、本計画の作成にあたって、サービスを利用する障害のある人のニーズを適切に把握するほか、障害のある人の意見を反映します。また、サービスの基盤整備にあ

たっては、障害や障害のある人に対する地域住民の理解が不可欠であるので、障害のある人のみならず地域住民・企業など幅広い参加を求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進めます。

## 5 情報提供について

今後も新しい施策や制度、事業などについて、できる限り多くの機会や手段を通して情報提供をしていきます。また、近隣市町とともに相談機関と連携し、障害のある人が地域生活を送るうえでの不安や心配ごとを解消するため相談業務を推進します。今後こうした業務を推進するとともに、広報活動などを通じて利用促進を図っていきます。保護者の不安解消を図るために、相談・周知にも取り組んでいきます。

## 6 ヒアリングからの声について

計画書の第4章・第5章にはヒアリングからの声を記載していますが、それ以外の声を掲載します。

### ■サポートについて

- ・介護している家庭の状況の把握と、サポートをお願いしたい。
- ・障害のある子ども以外の兄弟にも手がかかるため、保護者をサポートするサービスがほしい。また、子どもの自立に向けたサポートがあるとよい。
- ・小さい子どもや兄弟を持つ保護者は、かなりの負担があるため、サービスを受けるにも町内にある事が理想。

### ■子どもの行き場

- ・町内に子どもたちが安心して通える保育園、幼稚園がほしい。





## 資料編





## 資料編

### 1 長久手町第2次障害者計画に基づく第2期障害福祉計画推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、長久手町第2次障害者基本計画に基づき、障害者が自ら必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受け、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、平成18年度に第1期障害福祉計画で定めた障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制、目標量等に関する内容の点検・評価並びに平成21年度から平成23年度までの同様の計画を策定するため、第2期障害福祉計画推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(職務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 第1期障害福祉計画の点検・評価
- (2) 第2期障害福祉計画に関する事項
- (3) 前号に定めるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 行政機関に属する者
- (2) 医療関係者
- (3) 障害者団体及び福祉関係団体に属する者
- (4) 学識を有する者
- (5) 公募により選考された町民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了する日までとする。

(委員長等の職務)

第5条 会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(専門部会)

第7条 会議に専門的事項について調査研究するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の委員は、行政機関に属する者のうちから町長が委嘱する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、保健福祉部福祉課において処理をする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は平成20年7月1日から施行する。

## 2 長久手町第2次障害者計画に基づく第2期障害福祉計画推進会議委員名簿

(敬称略・順不同)

No	関係機関	職 名	委員 役職	氏 名
1	行政機関	瀬戸保健所	課長補佐	安藤 誠治
2	医療関係者	東名古屋医師会長久手支部	ながくて西 クリニック	遠藤 一夫
3	医療関係者	瀬戸歯科医師会 長久手歯 科医会	つづき歯科	都築 暁
4	障害者団体及び福祉 関係団体	長久手町社会福祉協議会	地域福祉係	貝川 恭則
5	障害者団体及び福祉 関係団体	かわせみ工房	所長	横倉 裕子
6	障害者団体及び福祉 関係団体	長久手町身体障害者福祉協 会		藤田 敏子
7	障害者団体及び福祉 関係団体	希望の会		成田 尚子
8	障害者団体及び福祉 関係団体	精神障害者家族会「ほっとク ラブ」	代表	今井 武子
9	障害者団体及び福祉 関係団体	長久手町民生委員・児童委員 協議会		◎水野 美々子
10	学識経験者	尾張東部圏域相談支援アド バイザー		○川上 雅也
11	学識経験者	有限会社 ハートフルハウ ス おかげさん	相談員	伊藤 優子

◎：委員長、○副委員長  
任期：平成20年10月20日～平成21年3月31日

### 3 長久手町第2次障害者基本計画に基づく第2期障害福祉計画策定経過

	協議報告事項等	推進会議日程
10月	第1回推進会議協議報告事項 ①長久手町第2期障害福祉計画について ②長久手町第1期障害福祉計画の達成状況の点検・評価について ③今後のスケジュール ④その他	第1回推進会議 20日(月) 午後1時
11月	サービス事業者への移行調査等 サービス見込量の設定	
12月	第2回推進協議会協議報告事項 ①長久手町第2期障害福祉計画における障害福祉サービス見込み量等について ②長久手町第2期障害福祉計画骨子案について ③その他	第2回推進会議 16日(火) 午後1時30分
1月	パブリックコメント	
2月	①長久手町第2期障害福祉計画素案について ②その他	第3回推進会議
3月	長久手町第2次障害者基本計画に基づく第2期障害福祉計画(案)を町長に報告	

■ **長久手町第2次障害者基本計画に基づく** ■  
**第2期障害福祉計画**

発 行 平成21年3月  
企画・編集 長久手町  
〒480-1196 愛知県愛知郡長久手町大字岩作  
字城の内60番地1

T E L (0561) 63-1111 (代)

U R L [www.town.nagakute.aichi.jp](http://www.town.nagakute.aichi.jp)